

第6回東アジアPOPsモニタリングワークショップ

議長総括

2008年11月20日

1. 第6回東アジアPOPsモニタリングワークショップは、2008年11月18日から20日まで東京国際交流館（東京都江東区）において開催された。
2. 本ワークショップについては日本国環境省が主催し、11カ国（カンボジア、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナム）から行政官及び環境モニタリングの専門家が参加した。また、関係国際機関及び関係プログラム（ストックホルム条約事務局、北極圏監視評価計画（AMAP）、国連大学（UNU）及び北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP））の代表者が参加した。
3. 環境省環境保健部環境安全課の木村博承課長から開催挨拶があった。
4. 増沢陽子名古屋大学准教授が本ワークショップの議長となった。
5. 本ワークショップにおいては以下の発表が行われた。
 - (1) 東アジアPOPsモニタリングの背景、目的及び将来の計画について（事務局、(財)日本環境衛生センター 塩崎卓哉氏）
 - (2) 北極圏への有機汚染物質の大気移動の傾向について：16年間のモニタリングと今後に向けて（AMAP、カナダ環境省 Hayley Hing Ning HUNG 氏）
 - (3) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の有効性評価について（ストックホルム条約事務局 Fatoumata KEITA-OUANE 氏）
 - (4) アジア太平洋地域におけるストックホルム条約第1回有効性評価の地域報告書の概要について（国立環境研究所 柴田康行氏）
6. 東アジアPOPsモニタリング事業への参加国は、各国の現在の活動及び将来の計画について発表を行った。
7. 本ワークショップの参加者は、以下の2点の発表に続き、東アジアPOPsモニタリング事業における「重点調査地点」（“Super-site”）の選定について議論した。

- (1) 「重点調査地点」における高頻度モニタリング実施に係る参加国の役割について（事務局、（財）日本環境衛生センター 塩崎卓哉氏）
- (2) 日本から提案された「重点調査地点」と参加各国の「重点調査地点」候補（国立環境研究所 鈴木規之氏）

タイ及びベトナムは「重点調査地点」候補として応じ、韓国と共に、「重点調査地点」として認定されるための提案について発表を行った。参加者は、「重点調査地点」の基準に合致するか各国の提案内容について検討した。電源の安定供給に加え、3候補地点の技術面、例えば地点、自然環境の状態及びバックトラジェクトリー解析の結果については、基準に合致すると判断された。3候補地の財政面の準備や技術的能力のような組織面については、違いがあった。

本ワークショップの参加者は韓国がモニタリングを実施するうえで財政及び技術面における準備が十分であると確認できたので、韓国済州島における提案のあった地点が基準を満たすことに合意し、この事業における「重点調査地点」として認めた。他の2候補地はモニタリングを実施するための財政的な用意を事務局に求めるものであった。当該プロジェクトにおける実施可能な予算内で、2地点で十分な仕様（月1度のサンプリング）でのモニタリングは実施困難であることが言及された。複数の参加者から、GM P ガイダンスに沿った長期継続的なモニタリングを確保する観点から、タイ及びベトナムが提案した計画の細部について質問が呈された。

関係国間で非公式会合が行われ、計画の詳細について議論し、「重点調査地点」の選定の手順案（日程）を作成した。（別紙）

ワークショップ参加者は非公式会合での手順案に合意した。

8. 参加国は東アジア POP s 大気モニタリングの次ラウンドの実施について合意し、カンボジアが2回目のモニタリングを実施する意思を表明した。全体会合において反対意見はなかった。
9. スtockホルム条約会議に新たに提案される POP s（新規 POP s）に対する管理やモニタリングについての現在の活動や将来の計画に関して、Stockホルム条約事務局 Fatoumata KEITA-OUANE 氏より POP R C 会議の概要と将来の方向性についての発表があり、POP R C の結果が紹介された。
10. KEITA-OUANE 氏は、参加者からの質問に答え、条約の改正附属書が発効する期日は改正案採択後1年であることを明らかにした。また、同氏は、POP s 条約の履行に貢献すべく、新規 POP s のモニタリングを開始するよう勧奨した。

11. 本ワークショップは、政策グループ会合（議長：増沢陽子名古屋大学准教授）と専門家作業グループ会合（議長：国立環境研究所 柴田康行氏）の2つに分かれた。政策グループ会合の概要報告書は別添1、専門家作業グループ会合の概要報告書は別添2のとおり。
12. 全体会合では、新規POPsの分析方法の情報集約における今後の作業及びGEF提案の進展の可能性を含め、2つのグループ会合の概要報告書の内容が報告され、修正なく承認された。
13. 本ワークショップは、これまでの取組みにより成果が実際に形となって得られていることを歓迎し、東アジアPOPsモニタリング事業参加国による不断の努力への期待を表明した。
14. 日本国環境省は、2009年秋に次回東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催する意志があることを表明した。また、事務局から参加者に対し、事務局と日本国環境省の支援のもと、次回ワークショップを開催する意志を有するかの表明が求められた。
15. 本ワークショップ参加者は、このワークショップの開催に関し、日本国環境省、国立環境研究所及び日本環境衛生センターに対して感謝の意を表明した。

以上

「重点調査地点」における高頻度モニタリングを開始するまでの
政策決定スケジュール

- 1) 「重点調査地点」の候補地点を登録した各国は2009年1月末までに（分析）能力向上のための具体的な計画を提出する。その計画に要求される情報は、本ワークショップ直後に事務局より明示され、各国に送付される。
- 2) 事務局は、具体的な計画を受領し、計画に記載された情報を確認した後、「重点調査地点」の選定についての提案書の草案を作成する。事務局は、提案に対する意見を依頼するために提案書の草案を参加各国に配布する。意見は、2009年2月6日までにメールにて送付する。
- 3) 各国からの意見を考慮に入れた最終提案書が事務局より作成される。
- 4) 事務局は、2009年2月20日までに最終提案書に対する参加各国の承認をとり、「重点調査地点」の選定を確定する。
- 5) 「重点調査地点」におけるモニタリングは、2009年10月初旬から開始される。

第4回政策グループ会合概要報告書

2008年11月19日

場所： 東京国際交流館 国際会議場（東京都江東区）

議長： 名古屋大学准教授 増沢陽子

参加者： Mr. Heng Nareth（カンボジア）
Ms. Dwi Astuti Endah Prihatiningtyas（インドネシア）
木村博承、瀬川恵子、大野順通、鈴木規之（日本）
Ms. Sue-Jin Kim、Mr. Ja Woong Koo（韓国）
Ms. Sisouphanh Luangrath（ラオス）
Ms. Marliana Binti Mohsin（マレーシア）
Ms. Maria Cristina A. Francisco（フィリピン）
Ms. Tan Hwee Hong（シンガポール）
Ms. Aram Bhandhuwana（タイ）
Dr. Tran The Loan（ベトナム）
Ms. Fatoumata Keita-Ouane（ストックホルム条約事務局）
飯野福哉（国連大学）
馬場典夫（国連環境計画 北西太平洋地域海行動計画）
塩崎卓哉（事務局，（財）日本環境衛生センター）

（新規POP s に対する現状の活動及び将来の計画）

1. 各々の参加国は、ストックホルム条約会議に新たに提案されるPOP s（新規POP s）に対する現状の活動と将来の計画について発表を行った。複数の参加国から、新規POP s に対する既存のモニタリング結果が報告された。また、複数の参加国から、将来新規POP s を対象とするために本事業の（調査対象物質）範囲を拡張する必要性が指摘された。
2. スtockホルム条約事務局から新規POP s が条約に追加された場合には、COP 4 の開催後にGMPガイダンスを改訂する意思があることが紹介された。

（新規POP s のモニタリング方法）

3. 議長は、複数の参加国が既に新規POP s のモニタリングを実施していることを考慮し、政策グループ会合は、専門家作業グループに対して、本事業の参加国から新規POP s モニタリング方法の情報収集を要請することを提案した。また、議長は、収集した情報について、ストックホルム条約事務局を通じ、東アジア小地域からのインフォメーション文書（INF文書）として、COP 4に提出することを提案した。

4. インドネシアから、収集するモニタリング方法の情報を明確化するよう質問があった。ストックホルム条約事務局から新規POP s のコアメディアの選定は、将来的に条約会議において議論されるとの回答があった。議長は、本事業が周辺大気を重点的に取り扱っているが、収集すべき情報の範囲は、COP 4で別のコアメディアも考慮に入る可能性があるので、大気モニタリングに制限すべきでないことを指摘した。

(本事業の適用範囲)

5. 議長は財源が確保できるのであれば本事業の中で新規POP s 9物質すべてを対象とすることを提案した。参加者は、将来的には、本事業のキャパシティ・ビルディング及び他の課題を解決するための財政面の補填が必要であることを認識しつつ、本事業での(対象物質の)拡大可能性を探ることに合意した。
6. 日本は現状での本事業の予算が限られており、新規POP s を受け入れる余地がないことに言及した。日本は外部から財政源を導入する必要性を提案し、GEFに対して、新規事業の提案を推し進める可能性に言及した。複数の参加国は、この案を支持した。
7. カンボジアは、GEFに対する提案書を作成するための先導国を指名すべきであることを提案した。先進国自身は提案を提出できず援助パートナーとして期待されていることを踏まえ、提案を行う資格のある国が自発的にGEF提案の作成を先導することが奨励された。ストックホルム条約事務局は、このような提案作成に対し助言または支援を申し出た。
8. 参加国は、この提案に加わる意思を示すこと、及び今年末までに事務局に先導的役割を担う意思を示すことが求められた。事務局は2008年11月末までに本事業参加国の条約フォーカルポイントに公式な要請文書を、また本ワークショップの参加者にそのコピーを送付する予定である。
9. インドネシアからこの提案の実施機関を明らかにするよう質問があった。ストックホルム条約事務局は、UNEPがモニタリングに対して比較優位性があり、他地域においてGEF/MSP(中規模事業)に4つのモニタリングに関する提案を既にしてしていることを指摘した。UNEPの可能性を考慮にいれるべきと提案があった。また、国連大学が実施機関としてUNEPからの支援を調整する組織として役割を担う意志があることを表明した。

(POP s インフォメーションウエアハウス)

10. 韓国は第4回東アジアPOP s インフォメーションウエアハウスの結果について発表を行った。また、東アジアPOP s データウエアハウスシステムが2009年に正式に稼働することを報告した。参加者の一人から、作業が重複しないように他の既存の関係ウェブサイトには注意を持ち続けるようにとの助言があった。

以上

第5回専門家作業グループ会合概要報告書

2008年11月19日

場所： 東京国際交流館 メディアホール（東京都江東区）

議長： 国立環境研究所化学環境研究領域長 柴田康行

参加者： Mr. Chea Sina（カンボジア）
Dr. Erini Yuwatini（インドネシア）
山下修、高澤嘉一、中野武（日本）
Dr. Seung Ryul Hwang（韓国）
Ms. Setouvanh Phanthavongsa（ラオス）
Mr. Mohd Fauzan Yunus（マレーシア）
Dr. Jargalsaikhan Lkhasuren（モンゴル）
Prof. Evangeline C. Santiago（フィリピン）
Dr. Pattanan Tarin（タイ）
Prof. Pham Hung Viet（ベトナム）
Dr. Hayley Hing Ning HUNG（カナダ）
鹿島勇治、竹内友規（事務局，（財）日本環境衛生センター）

1. 専門家作業グループは、報告された2007年度東アジアPOPsモニタリング事業下でラオス、マレーシア、モンゴル、韓国及び日本において実施されたバックグラウンド大気モニタリングの結果を精査し、基準を満たしたデータを本事業下の追加データとして受け入れられるべきであるとの結論に至った。
2. 専門家作業グループは、いくつかの採取地点でのバックグラウンドレベルを明らかにする為に、感度の更なる改良が必要であるものの、データの品質については、概ね満足のものであると認識した。また、専門家作業グループはサンプラーの製造過程で生じた汚染の可能性に関して情報を共有した。
3. 専門家作業グループは、サンプリング過程でのアルドリンの回収率が低いことについて情報を共有し、事務局がこの問題について幅広く取り組んだことに対し感謝の意を表明した。また、専門家作業グループは Hayley Hing Ning HUNG 氏のパッシブサンプリングの原理と利用についての発表及び Evangeline C. Santiago 教授の GMP に関して本事業における成果と相違に関する発表に対しそれぞれ感謝の意を表明した。

4. 専門家作業グループは、過去に実施したタイ及びベトナムと同様にラオス及びマレーシアにおいてもH C B濃度が比較的高い事に留意し、可能性のある汚染源について情報交換をした。
5. 専門家作業グループは、エンドリンの回収率が著しく高かったことに留意し、事務局に対して、本事業で使用した市販標準物質間の比較について情報を提供するように要請した。
6. 専門家作業グループは、マレーシアを含む数ヶ国のバックグラウンドサンプリングサイトで更なる調査の必要性について認識した。
7. P O P R Cにおける新規物質の登録過程の情報を共有しつつ、専門家作業グループは、モニタリング方法をより発展させる必要性を認識した。各国の専門家作業グループ参加者は、自国の環境媒体中新規P O P s 候補物質のモニタリング方法について、2 0 0 9年1月末までに本事業の事務局に報告するように要請された。

以上